

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 26 年 1 月 24 日 (金) 号外第 5 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (3) (企業局経営企画課) 2
-------	---

規 則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第3号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年鳥取県条例第68号）の施行期日は、平成26年2月1日とする。